7　資格の有効期間及び更新手続

⑴　競争参加資格の有効期間　令和７年４月１日から令和９年３月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから令和９年３月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続　上記７⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和８年11月頃に令和９・10年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

⑴　今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑵　令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。

9　合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の⑴から⑸までに掲げる会社等をいい、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

⑴　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

⑵　親会社がその営業の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

⑶　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

⑷　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑸　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

10　申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて別記２宛てに速やかに提出すること。

⑴　本社（店）住所

⑵　商号又は名称、電話番号（ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む。）

⑶　法人である場合には代表者の役職及び氏名、個人である場合はその者の氏名

⑷　許可・登録の状況（本社（店）の業種の追加は新規で申請）

⑸　営業所の所在地及び電話番号（営業所の新設廃止を含む。）

添付資料

○　法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本（又は抄本）若しくはその写し

○　個人の住所の場合は、住民票の写し

○　個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し

○　許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書等の写し

11　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

https://www.maff.go.jp/j/supply/kensetu/meibo/index.html（農林水産省ホームページ内）

別記１　発注機関

大臣官房予算課、植物防疫所、那覇植物防疫事務所、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター、農林水産研修所、農林水産政策研究所、北海道農政事務所、林野庁本庁（建築一式工事及び測量・建設コンサルタント等契約に限る。）及び水産庁

別記２　申請書の提出場所

郵送の場合

〒100―8950 東京都千代田区霞が関１－２－１　農林水産省大臣官房予算課営繕総括班　電話03―3502―8181　内線3320

電子メールの場合

送信先　yosanka_eizen@maff.go.jp

なお、提出様式はＰＤＦファイル形式によるものとし、ファイル合計容量が７ＭＢを超えないものとする。

別記３　建設工事の場合の付与数値

総合評定値通知書の総合評点を総合数値とする。

別記４　測量・建設コンサルタント等の場合の付与数値

⑴　年間平均測量等実績高(A)

100億円以上		：60
50億円以上	100億円未満	：55
20億円以上	50億円未満	：50
10億円以上	20億円未満	：45
２億円以上	10億円未満	：40
１億円以上	２億円未満	：35
2,000万円以上	１億円未満	：30
1,000万円以上	2,000万円未満	：25
500万円以上	1,000万円未満	：20
300万円以上	500万円未満	：15
200万円以上	300万円未満	：10
200万円未満		：５

⑵　自己資本額(B)

10億円以上		：10
１億円以上	10億円未満	：８
1,000万円以上	１億円未満	：６
100万円以上	1,000万円未満	：４
100万円未満		：２

⑶　流動比率及び営業年数(C)

①　流動比率

130％以上		：14
95％以上	130％未満	：10
75％以上	95％未満	：６
60％以上	75％未満	：２

②　営業年数

25年以上		：10
10年以上	25年未満	：８
５年以上	10年未満	：６
５年未満		：４

⑷　総合数値は、上記(A)、(B)及び(C)の合計とする。

別記５　業種別等級区分及び予定価格の範囲

［掲載順序　業種の区分　①数値：等級　②予定価格の範囲］

⑴　土木一式工事

①　1,500点以上　：Ａ
950点以上　1,500点未満：Ｂ
750点以上　950点未満：Ｃ
750点未満　：Ｄ

②　Ａは２億円以上、Ｂは5,000万円以上２億円未満、Ｃは2,000万円以上5,000万円未満、Ｄは2,000万円未満

⑵　建築一式工事

①　1,200点以上　：Ａ
1,000点以上　1,200点未満：Ｂ
800点以上　1,000点未満：Ｃ
800点未満　：Ｄ

②　Ａは２億円以上、Ｂは１億円以上２億円未満、Ｃは3,000万円以上１億円未満、Ｄは3,000万円未満

⑶　その他の工事

①　1,000点以上　：Ａ
850点以上　1,000点未満：Ｂ
850点未満　：Ｃ

②　Ａは7,000万円以上、Ｂは3,000万円以上7,000万円未満、Ｃは3,000万円未満

⑷　測量・建設コンサルタント等

①　80点以上　：Ａ
60点以上　80点未満：Ｂ
60点未満　：Ｃ

②　Ａは1,000万円以上、Ｂは300万円以上1,000万円未満、Ｃは300万円未満

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８・９年度の物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等についての公示のうち、別記５「資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲」中の注に示す船舶類及び船舶整備の範囲について、国土交通省において、次のとおり公示する。

令和６年11月１日

国土交通省大臣官房会計課長　千葉　信義